

## 1 議事日程

[令和3年太宰府市議会 総務文教常任委員会]

令和3年3月3日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第7号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について  
日程第2 議案第8号 太宰府市総合体育館の指定管理者の指定について  
日程第3 議案第9号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第4 議案第10号 太宰府古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第11号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について  
日程第6 議案第12号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について  
日程第7 議案第22号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について  
日程第8 議案第33号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第10号）について  
日程第9 議案第34号 令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

## 2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	門田直樹	議員	副委員長	神武綾	議員
委員	長谷川公成	議員	委員	原田久美子	議員
〃	徳永洋介	議員	〃	柳原荘一郎	議員

## 3 欠席委員は次のとおりである

なし

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

総務部長	山浦剛志	教育部長	菊武良一
総務部理事	五味俊太郎	教育部理事	堀浩二
議会事務局長	阿部宏亮	総務課長併 選挙管理委員会書記長	川谷豊
社会教育課長	木村幸代志	経営企画課長	佐藤政吾
学校教育課長	鳥飼太	文書情報課長	山口辰男
文化財課長	友添浩一	管財課長	柴田義則
文化学習課長	花田敏浩	防災安全課長	白石忠
地域コミュニティ課長	齋藤実貴男	スポーツ課長	轟貴之
監査委員事務局長	木村昌春	会計課長	小島俊治
議事課長	花田善祐		

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書記 岡本和大

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しておるとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1と日程第2を一括上程

○委員長（門田直樹委員） お諮りします。

日程第1、議案第7号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」及び日程第2、議案第8号「太宰府市総合体育館の指定管理者の指定について」を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

執行部の説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） おはようございます。

それでは、議案第7号及び議案第8号について一括で説明をさせていただきます。

資料は、議案書18ページ、19ページでございます。

両施設につきましては、現在シンコースポーツ・西鉄ビルマネジメント・アシックスグループを指定管理者としておりますが、その期間が令和3年3月31日で満了となります。昨年9月の令和2年第3回定例会におきまして指定管理料の債務負担の議決をいただきまして、10月9日から11月12日にかけて次期指定管理者を公募いたしました。結果、2社から成る1グループより応募があり、指定管理者候補者選定委員会の審査並びに市における協議を踏まえた上で、指定管理料の適正化や利用料の見直しなどを図り、シンコースポーツ・西鉄ビルマネジメントグループを指定することにつきまして議会の議決をお願いするものであります。指定期間につきましては、令和3年4月1日から5年間であります。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第7号に対して質疑はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） おはようございます。

この指定管理者の指定に関しまして、本会議でも質疑があったと思うんですが、大体12月議会にいつも上程されると思うんですが、この委員会でもきちっと事情を説明していただきたい

と思ひまして、同じような質問になると思ひますが、なぜ12月議事に上程しなかつたのか、ま  
ずお尋ねいたします。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） 本来であれば、令和2年11月に開催しました指定管理者候補者選定  
委員会の審査結果を受けて、12月議事に指定案件を上程するところでした。しかしな  
がら、上程直前になりまして指定管理者から平成29年度並びに平成30年度に提出されました月  
次報告書において書類の不備が判明したことから内容確認を行い、是正を行う必要が生じたた  
め急遽上程を取下げ、本議会で提案となりました。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 書類の不備があつたということは、今議会でもうその不備がきち  
つと訂正されて、上程するに至れるだろうということで今議会で上程されてきたという認識でよ  
ろしいですか。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） こちらが、清掃作業による写真の使い回しという事案が発生したと  
ころでした。こちらにつきましては、当時は清掃担当者が西鉄ビルマネージメントを  
通さず直接シンコースポーツに報告していたものを、現在は作業終了時に西鉄ビルマネジメ  
ント本社所属部署に報告し、チェックした後にシンコースポーツに提出するよう改めておりま  
す。なお、12月からは当面の間、西鉄ビルマネージメント代表取締役社長が当該部門の書類、  
伝票など全てに目を通し、確認、チェックを行つておるところでございます。また、シンコー  
スポーツにおいても、両施設長によるダブルチェックを行い、疑義が生じれば再確認を行つて  
いるところでございます。あわせて、スポーツ課においても担当係長、課長によるチェックを  
行い、現在チェック機能の強化を図つておるところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 理由はよく分かりました。平成29年度、平成30年度に書類に不備があ  
つたということで、そういった清掃作業の業務の写真ということで、それ以降はそういった不  
備は見つからなかつたということでよろしいですか。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） はい。平成31年度以降も確認はしておりますが、そういった不備は  
ないということで確認が取れております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） それでは、この議事に提出されて可決されれば4月1日から運用開始  
ということになるんですが、もし否決された場合にまた指定管理者の公募を行いますよね。そ

れから、選定委員会が開催されて、もう一回議会に諮られると思うんですが、もし否決された場合、まずまた公募を行って、大体何月議会ぐらいに提出されますかね。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） 仮にそのようなケースになった場合ですが、委員にお話しいただいたとおり、再公募を行いまして、改めて選定委員会を開催し、候補者を選定した後に議会にお諮りする必要がございますので、早くとも6月議会を経た7月ぐらいになるのかなと想定しております。

以上です。

○委員（長谷川公成委員） 分かりました。

○委員長（門田直樹委員） 関連して私のほうから。

それだと、コロナワクチン接種の会場に予定されているけれども、全然間に合わないということで、最悪の場合は直営、業務委託でね。そもそも、市単独で空調から何から全体の運営は可能ですか。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） 施設の維持管理と今現在ソフト部門、運営というところで行っていただいております。指定管理者の役割としては主にそういったところになるんですけども、まずソフト面、運営についてがなかなか、民間のノウハウといったところが今持ち合わせていない状況でございますので、そのあたりの運営につきましてはかなり難しいのかなと考えております。ただ、維持管理の部分については維持管理事業者というところがあるかと思いますが、そのあたりも事業所等の確認をしていただいて、すぐに維持管理の業務を行っていただけるかどうかという、なかなかタイムスケジュール的に厳しいのかなということは考えております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 総合体育館ができて水辺公園と体育館が同じ指定管理者になったと思うんですけども、公募の場合は水辺公園、総合体育館、別々にするんですか。一緒にセットでやられるんですか。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） 公募につきましては、総合体育館及び史跡水辺公園をセットで公募をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） それは、メリットとしては運用上の面で一緒のほうがいいという判断ですか。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） 隣接しております施設でもございますし、駐車場等もそれぞれ活用しながら運用をしていくというところもございますので、セットで公募をさせていただいたところでございます。

○委員長（門田直樹委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 議会のほうでは1回質問があったんですけども、今度はアシックスが外れていますよね。もう一度、その理由をお聞かせください。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） 現指定管理者の構成企業でありますアシックスでございますが、その役割というのがトップアスリート派遣業務、スポーツイベント開催、広報、報告業務でございます。今回グループからは外れてはおるんですが、令和3年度以降は協力団体として引き続き連携してやっていただくということで提案を受けておるところでございます。

○委員長（門田直樹委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） だとしたら、コロナが落ち着いて、体育館を使ってトップアスリートの方が来たりとかいろいろなイベントを、市民の方にとってもプラスと思うので、そういう状態であればアシックスが協力していくということですか。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） そのような対応をしていただくということで提案を受けております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

柳原委員。

○委員（柳原莊一郎委員） お尋ねします。

提案理由の説明の中で、指定管理料の適正化という文言があるんですよ。それで、適正化というのがどのように適正化したのか。一応令和2年と令和3年の当初予算の比較で指定管理料が15%ほど上がっていると思うんですが、指定管理料を多くしたということが適正化という意味なのか。その辺のことをお願いします。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） こちらの指定管理料の適正化についてでございますが、まず公募をかけた段階で候補者のほうから指定管理料の応募額が提示されておるところでございます。こちらが上限額ぎりぎり提案がされておったところございまして、こちらは競争相手がいなかったこともあるのかなとは思っておるんですが、こちらにつきましては提案額どおりではなくて、こちらのほうで協議をさせていただきまして、その中で指定管理料の適正化ということで約500万円削減を行ったところでございます。

○委員長（門田直樹委員） 柳原委員。

○委員（柳原荘一郎委員） ということは、従前よりも指定管理料は下がったということですかね。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） すみません。もう一つ、先ほどの質問も併せて追加でお答えさせていただきますと思いますが、指定管理料の適正化と利用料の見直しというところで先ほど提案理由を述べさせていただきましたが、指定管理候補者との協議の上で500万円削減と、あと利用料金の見直しによる利用料の増収に伴う指定管理料の削減ということで、合わせて1,000万円の削減を図っておるところでございます。ただ、前年度との比較でいきますと少し増額になっているところではありますが、応募額よりかは1,000万円の削減を図ったところでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 柳原委員。

○委員（柳原荘一郎委員） 重ねてお尋ねしますが、今回問題のあった業者と再び契約をするということになると思うんですね。問題があったことに関しては、先ほど言ったように担当課なりでチェック機能を強化するというので、今後そういった問題が起きないように未然に防いでいこうということですのでそういう取組がなされるということですが、そもそも公募に対して今1JVのみの応札という状況なんですね。本来指定管理ですから市としては経費を圧縮するための取組なのでいいんですけども、例えば指定管理料がほかの相場とも比べて低過ぎてなかなか公募がないと。そういうことで入札の競争性が働かずに多少レベルの落ちる指定管理業務になってしまうというようなことはないのか、その辺が心配な部分なんですよ。チェックを強化していくということで問題が起きないように取り組んでいくんでしょうけれども、根本的な原因のところに応募がないということに問題があるような気がするんですが、その辺について金額面と照らし合わせて過度な削減をし過ぎたりしていないかどうかというようなことについては、お考えがあればお願いします。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） まずは、公募をかける際に指定管理料の上限額というのをこちらのほうからお示しのほうをさせていただいておるところでございます。こちらにつきましては過去5年間の実績を基にこちらのほうで積算をさせていただいた内容になっておりまして、過去の実績を基に作っておりますので、特に過度に低いということはないのかなと考えております。

あと、今回公募につきましては、市のホームページにおいても周知を図ったところでございます。ただ、実際の応募は2社から成る1グループのみだったということで、今回につきましては総合体育館、史跡水辺公園が5年ということで、大体ほかの指定管理業者さんも今年度公募があるはずだということは多分分かってあるかなとは思いますが、事前の問合せでも特に太宰府市のスポーツ課のほうにはなかったような状況ではございました。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 議案第7号の分は、適正化、利用料金の見直しだけを書いてあります。また、議案第8号は、利用の活性化ということだけしか書いてありません。今までお話があったように、書類の不備などがあってチェック機能がいつてなかったということなんですけれども、今後スポーツ課が担当されると思いますけれども、どのように書類の不備を見逃すことができないようにされるのか、そこをお聞きしたいと思います。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） まずは、書類のチェックにつきましては、先ほど述べましたとおり、担当係長、課長と幾重にも重なるチェックをまず行うということを徹底していきたく思います。並びに、スポーツ課としての対応としまして今考えておりますのが、施設の維持管理並びに老朽化への対応について、スポーツ課における業務の比重も増してきていることから、令和3年度から専門職の会計年度任用職員を雇用する予定としております。このことにより、専門的な項目に対するチェック機能の強化を図ってまいりたい所存でございます。

○委員長（門田直樹委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） 分かりました。

また、そういうのは専門職、技師の方を雇用されると思いますけれども、その方は建設または機械、電気関係の方が、どちらを選ばれるのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） 今現在、施設の維持管理における電気設備等だけでなく、施設の躯体の老朽化への対応、また屋外施設における陥没など、スポーツ課における施設に関する対応も様々な事案が発生しているところでございます。そのようなことから、今回専門職の会計年度任用職員の募集をかける際には、建築士、技術士、施工管理技士、土木施工管理技士、または設計や建築、土木、設備工事の発注支援等業務に3年以上従事した経験がある方ということで、幅広く人材を求めたところでございます。

○委員長（門田直樹委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） 水辺公園ととびうめアリーナの人員体制というのは、今どうなっているんですか。今後の指定管理者で人員はどういうふうになりますか。管理業者に対してどんなふうにされていますか。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） 今現在、施設に何人ほど常駐しているかということでございますかね。

まず、総合体育館につきましては、配置人数としましては基本常時4人配置、並びに市民プールにつきましては、こちらも常時四、五人配置しているということで対応のほうをさせてい

ただいているところでございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 2点あります。

議案の提案が遅くなったということで契約までの時間が短くなっていると思うんですけども、その流れ、これからこれが議決されて通った場合のその後の予定ですね。

それから、あともう一点は、指定管理者のほうが施設利用について市民からアンケートを取るようになってきていると思うんですけども、その点について水辺公園と体育館とそれぞれいろいろなご意見があっていると思うんですけども、今回公募するに当たって業者と話をするとき、こういったのを改善してほしいとかということ恐らく市側もアンケートに基づいてされていると思うんですけども、その点を教えていただきたいと思います。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） まず、今後のスケジュールですが、今回指定の案件の議決をいただいた場合ですが、その後すぐに指定管理候補者と協定を締結させていただく。これは5年間分の協定ですね。その後、年度ごとに年度協定というのを締結させていただいて、随時見直しを行っていくという流れになります。

そして、2点目のアンケートの関係でございますが、毎年アンケートのほうを実施しておるところでございます。こちらにつきましては、満足度については非常に高い評価を得ておるところでございます、特にソフト面については非常に対応いただいております。何分、特に史跡水辺公園が施設が老朽化していることで施設に対するご要望等が多いような状況でございますので、そちらの点につきましては、今回の指定管理者からの公募の内容についても施設の修繕等について計画的にやっぴこうということで、そういった類いの計画書作りということが一つ提案されておるところでございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） じゃあ、私のほうから。

まず、この指定管理につきまして、市民からもかなりいろいろなご意見とかご指摘等がありまして、それも単にお気持ちであるとか伝聞ではなく、情報公開による行政関係の資料の現実の指摘の下に、いろいろなことを議会のほうに対してされておられます。我々としても、それからいろいろ調べました。調べるといっても、基本的にはいろいろな質疑とかで執行部から得られる情報はもちろん真であるという前提の下に判断をいたしておるわけですけども、まず第1に12月になされるべきが直前の3月になったと、コロナ対応という重大な局面の中でどう

したことからということで、そういったこと。

そこで、幾つかお伺いしますが、まず最初にいわれる書類の不備ということで、それも私のほうでも確認いたしましたけれども、あくまでも個人的な感じなんです、そんなに悪意とか捏造とかというふうな感じじゃなくて、単に写真を使い回した。いわゆるイメージとして、故障箇所の写真を違うものを持ってきて、これは修理だというふうなうそを言ったような話じゃなくて、掃除なら掃除をするイメージの写真を前のをただ添付したと。それは今説明の中で聞くと、指定管理者が直接じゃなくて、受けた業者のほうから出てきたものであるようで。問題はそれよりも協定書であるとかいろいろな業務の細々したところ、ここでどこまでそういったものを議論するかということもあるんですけども、どうしても聞いておきたいのが幾つかありますのでお伺いします。

まず、協定書についてです。お手元にあると思いますけれども、第1条で4点ほど。

まず、なぜ条ずれが起きたのか。これは第10条じゃないですよ。それとなく聞いておられますけれども、まず説明してください。

それから、条ずれが起きて、内容がちんぷんかんぷんなものになっているということで、契約からこの方おかしな状況だったが、これは第26条の中で「お互いの合意をもって」という規定がありますよね。そういったところで修正に関して受任者との合意はできたのか、まずここ。

それから、締結から現在及び今後の有効性ですね。遡って無効になるのか、ならないのか。これも第26条との関係があると思いますけれども、説明してください。

最後に、専門家、弁護士等にそういうのは念押しというか、確認は行ったのか。まず、そこら辺を聞かせてください。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） まず、1点目のなぜ条ずれが起きてしまったのかという点でございます。総合体育館の協定書第1条の内容で、「総合体育館条例第14条に基づき」とすべきところを「第10条に基づき」としている記載誤りがございました。この条ずれが起きた原因ですが、総合体育館に先行し協定を締結していました史跡水辺公園、こちらの協定書につきましては第10条で問題がないんですけども、それをそのまま参考に総合体育館に活用して作成を行ったがために発生したものと想定しております。

次に、2点目でございます。記載誤りがあった分についての訂正についてでございますが、代表企業でありますシンコースポーツ九州に確認を行いまして、構成企業合意の上で現在の協定書の訂正の準備を進めておるところでございます。今現在4社協定になります。太宰府市、シンコースポーツ、西鉄ビルマネジメント、アシックス、それぞれが協定書の原本を保有しておりますので、今一つに集めて1文字訂正、そして4社の押印をするということで準備を進めておるところでございます。

次に、3点目ですが、そういった対応の有効性がどうなのかというところでございます。締

結から現在並びに協定期間内までについてなんですが、こちらにつきましては有効であり、法的には問題がないとしております。

4点目のその点につきまして弁護士等に確認を行ったのかどうかというところでございますが、市の顧問弁護士のほうにこの案件の確認を行いまして、こちらにつきましては法的には問題ないということで確認が取れておるところでございます。

以上でございます。

**○委員長（門田直樹委員）** それはそれとして、行政は書類で動くというふうに考えとるので、きちんとしたものをそろえてもらわんといかんですね。

次に、第7条で業務の要領を作成するように決められておるけれども、どうもそれらが無いようだということで、ちなみに近隣市なんかでいいますと、15ページぐらいの業務の内容から細々したところまで一目で分かるような内容を作っておられるものもあるし、本市の場合、本市というかこの指定管理の場合どうなのか、現在あるのか。一時何かちょろっとどこかで聞いたのが、ちょっといいかげんな言い方ですが、事業計画を作っておられますね。それらをもって要領に充てるお考えなのか、またそれでいいのか。協定の中でははっきりとこの要領を作成すると書かれていますので、その辺はどうなるんでしょう。

スポーツ課長。

**○スポーツ課長（轟 貴之）** 協定書の第7条におきまして、業務の要領、こちらのほうを受任者が作成し、委託者の承認を受けなければならないということで明示がされておるところでございます。実際のところ業務の要領が作成されたのかということでございますが、こちらについては作成がされておられません。今までどのような対応を行っていたのかといったところなんです。現在までは仕様書並びに事業計画書に基づき業務の遂行を促してまいったところでございます。ただ、その分では十分ではないところもあったのかなと考えておきまして、今後につきましては業務の整理を行う上でどのような方策が適切であるか再確認して、こちらは改善に努めてまいりたいなと思っております。

**○委員長（門田直樹委員）** なぜそういうふうな規定があるかということ、必要によっては情報公開等でそういうものを我々が目にして、一般市民でも判断ができるということですよ。委託者と受任者の2者だけだったら、それは2つでいろいろなものでこれでいいですということは言えるかもしれんけれども、常に議会なり市民なりが関わらざるを得ないと。そのときの判断資料というのが要るんですよ。そういったものはきちんと規定があるんだから、それに従ってやってもらわないといかんということは、もうお分かりとは思いますが、よろしく。

次に進みますが、第8条の修繕等についての合意ですけれども、10万円以上とかというふうな規定もありますが、急を要する軽微なものについては要らないにしても、日々指定管理者というのは一般的に勝手にやるのではなくて、市のほう、委任者に対して相談をするという前提ですけれども、現状はどうでしょう。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） こちらの修繕に対する対応についてでございますが、従前は毎月実施しています指定管理者との定例会、こちらにおいて口頭での事前承認というところで終わっておりまして。ただ、ご指摘もちょうどいただいていたところでございますし、ここは改善すべき点と考えまして、令和3年1月から書面での承認依頼をまず提出してもらいまして、市のほうで精査後、市から承認通知を送るよう改善を図っているところでございます。

○委員長（門田直樹委員） 協定書については、あと最後に今の第8条とも関係があるんですが、いわゆる指定管理の収益に関して5%以上の半額還元、これはよそもそうだと思うけれども、よそは置いとって、この指定管理業務に関して今後はどういうふうなことなのかを聞かせてください。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） 来年度からの仕様書には、半額還元についてはうたっておりません。その理由でございますが、指定管理者による創意工夫を十分に引き出すためには、指定管理者が経営努力により経費の削減や利用者数の増加に伴う利益を指定管理者に還元するなど、指定管理者の経営努力の動機づけ、こちらが必要であると考えております。また、そのことが同時に指定管理料を低く抑えるための見直しにつながっていくのかなということでも考えておりますので、今回はその文言を外しておるところでございます。

○委員長（門田直樹委員） 指定管理料の適正化について柳原委員からもいろいろ質問がありましたけれども、法律、地方自治法だったかな、の中では民間の経験とか知恵とか、プラス経費の削減、最後のほうについているけれども、実は経費の節減というのは自治体にとっては大きなものがあると。しかしながら、同時に市が直接やるよりももっといい管理運営をしていただきたいということなんです。ちょっと矛盾しとるようなところもあるんですが、特に気になるのが5%の問題、5%超えの半額というような。そうすると、少し操作してこれを超えんように、人情というかな、そういうふうにするかもしれないし。それはそういうことをなくすために今課長が説明したようなこともあるし、そもそも危険分担で、大きな損害賠償等につながるような事故が起きたときの自治体、委任者と受任者の関係、それも現実には曖昧だということでは、これはうちに限らないけれども。だから、どうしても指定管理というのはある程度体力があるところにやっていたかかないとということはあるんだけど、微妙なところはあるし、ここではそこに入りませんが、こういったことはちょっと変則的だったと思うので、今ご説明いただいたので分かりました。

その他でちょっと駆け足で言いますが、そもそもいろいろな業務があるんですけども、そこそこに法令によって定められた有資格者は配置されておられますか。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） 例えば、水質検査であれば環境計量士、電気工作物保安管理であれば電気主任技術者、空気環境測定であれば建築物環境衛生管理技術者など、法令に定められた有資格者は確保しておるところでございます。

○委員長（門田直樹委員） 分かりました。

それから、細々ですけれども、いろいろな資料を見たものでちょっと聞きますが、例えばこれが開館が2016年11月3日に開館式をやった記憶があるのですが、それからそう年数はたっていないんですが、資料に平成29年度、だから平成29年度というのは翌年の、要はできて一、二年の間の修理が多いんじゃないかという指摘があつて。私もこれをずっと見まして、新設は置いて、修理、交換なんかはブラインドとかコンセントカバーからドアノブから電波時計からガラリ、ガラリってガラッとやるやつですかね、補修作業とかクローザー交換作業とか、あるいは剣道場の床面であるとか、これなんか15万円以上かかっていますね。まだまだたくさんあるんですが、なぜ新築後一、二年でこんなにたくさんの補修、交換が必要なのか。そして、当初の施工業者に対する責任というのはどうなのか。そういうふうな契約はないのか。聞かせてください。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） 開館から直近一、二年内の修繕等が多いということでございますが、実際に開館から使用を開始して、想定していなかった案件等が多かったことが見受けられます。例えばドアノブやドアクローザーの修繕並びにバスケットボールリングカバー修繕などは、そもそもドア自体の開閉角度が狭いことや、それに倉庫の扉自体が狭いことが上げられるのかと。その関係で修繕が発生していることが上げられます。いずれも継続して使用中で、例えばバスケットボールのゴールが非常に大きいものですから、出し入れする際にちょっと当たったりして、そういった分で劣化が進んでいったということが一つ上げられるのかなと思っておるところでございます。次の施設利用もどんどん入ってくる関係もございまして、早急に対応を行っていたというところが一つその当時見られたところなのかなと思っております。また施工者の責任ということで瑕疵担保責任ですね。こちらにつきましては、一般的には2年と言われておりますが、1年時点検や2年時点検の折に確認しました壁面のひび割れやLEDの不点灯など、そういった不備が確認された内容については、もちろんこれは業者に無償対応させておるところでございます。また、そのほか明らかに利用団体が施設を破損した場合、これは壁の破損などがあつたんですけれども、そういった場合は団体の責任において弁償をしてもらっておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 造って見たらいろいろ不具合があつたというふうに聞こえたんですけども、個人は家は3軒建てて満足するなんて言うけれども、公的にそんなことはできないから、1回目ですまかいかんといかんわけですよ。破損が故意かそうでないかというがありますけれども、例えば15万円もかかった時計なんかは最初の置いた位置が適正だったのかと。しかも、そこに靴を履き替えてくださいなんて看板をつけて、見えないからというのは行政の費用の無駄ですよ。それで、新しいのをわざわざ買ってつけたとかということで、そもそもそういうふうなものがあるけれども、例えばこれなんかは故意を疑われるような指摘もあるよう

ですけれども、その辺はどこまで追求するのか。それからあるいは指定管理者にそういうことも指示、もうちょっとしっかり見とってくれとか、その辺はどうですか。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） 今ご指摘のとおりでございます。まずは、故障した原因は何が要因なのか、そこをまずはしっかりと突き止めてくれということで、今指定管理者のほうには指示をしておるところでございます。まず、第一義的には原因者負担というところを第一義的に置きまして、その分でその後判明しない場合はより安価に対応するように複数見積りなどを取って対応するよといったところで、指定管理者のほうには今現在指示のほうを行っておるところでございます。

○委員長（門田直樹委員） 最後に、今度のこの議案がどうなるかとは全然別の問題として、指定管理をどこかがするにしろ、今度のコロナウイルスのワクチン接種会場としての役割はあるわけですね。そのときの指定管理者の役割というのは、通常、プラスになる、その辺はどうなのかな。分かる範囲で教えてください。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） 新型コロナウイルスワクチン接種会場としまして、今現在4月1日から7月31日までとびうめアリーナ1階を会場として予定しております。ただし、国からのワクチン配布状況や医療機関などとの連携の在り方などにより変更になる場合がございます。この間の指定管理者の役割でございますが、1階はワクチン接種会場なんですけれども、2階アリーナ及び3階観覧席につきましては引き続き開放という形になりますので、基本的には2階、3階部分の管理を行ってもらうことを予定しておるところでございます。1階部分につきましては、別途ワクチン接種対応という形で、指定管理者とは別な形で対応をするというところで今調整を図っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 委員からほかに。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） この議案が可決された場合、4月1日から7月31日までコロナ対応の施設として利用されると思うんですが、そのときはもちろん施設料は市のほうから、恐らく国からかな、県からかな、ちょっと分からないですけれども、そこら辺からもちろん利用料は支払うというふうな契約でよろしいんですかね。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） こちらにつきましては、もちろんワクチン接種会場として確保するためにその間利用料収入が入ってこない、また教室事業等も実施できないという形になりますので、そちらにつきましては今算定方法はいろいろ検討しておるところなんです、その分につきましては何かしらの形で補償ということで今検討しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 2点あります。

先ほど柳原委員の質問の中に公募時の応募額の提示があったと思うんですけども、そのときに1社公募に参加された今回提案されている業者さんが提案額ぎりぎりだったというように回答があったと思うんですけども、実際に参加されたときにこの業者さんが今まで3社のJVだったのが2社になったというところでの金額的なこと、1社減ると経費的に抑えられるんじゃないかとかというような経過は検討はされたんでしょうか。一応実際に1,000万円ぐらいマイナスになるということと最初の提示額がぎりぎりだったので協議の上で少し抑えられたというようなお話がありましたけれども、この1社が参加していないということでの提示額の減額、そういう調整はされたのかということをお聞かせ願いたいです。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） こちらは、今回2社から成る1グループということで、シンコースポーツ、あと西鉄ビルマネジメントのグループということで提案があつておるところでございまして、アシックスが外れておるんですが、先ほど申しましたようにアシックスのほうについては協力団体として引き続き提案のほうをいただいております、あと今回の仕様書の中にはスポーツ推進計画等事業というものを定義づけさせていただきまして、その中で市の指定事業としてイベント事業を実施してくださいということで仕様書のほうにうたっておるところでございまして、ですから、コロナの影響によってどのような形になるかは分かりませんが、ご提案としてはイベント事業を実施するという内容でご提案いただいておりますので、そちらについての指定管理料の調整、適正化といったところは図っておりませんで、別のところで図ったというのが現状でございまして。

○委員長（門田直樹委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） それともう一点、先ほど門田委員長から協定書の件で質問があつていましたけれども、その中で業務の要領について提示がされていなかったというような回答がありましたけれども、これは指定管理業者とのやり取りはほかの課でも行ってあると思うんですけども、そういう契約後の資料、そういう計画書だ当たりの提出の期限とかチェックとかというようなことはどのようにされているのか。スポーツ課の所管じゃないかもしれませんが、まずそういうところをお聞かせ願いたいです。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） 年間スケジュール的なものになってくるかなと思うんですけども、まず事業計画書につきましては、ガイドラインのほうに掲載のほうはさせていただいておりますが、前年度の3月までには協議の上、承認を行うというような形になります。その後、指定管理の期間中も随時チェックなどを行って検証を行っていくというような年間の流れが示されており、その分に従って行っておるところですが、まだまだ改善の余地はあるのかなと思ってお

るところでございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 今回、今の協定書については今の議案だけに限らずほかの指定業者さんとの契約の中でどのようにされているのかというのが不安になったところもありますので、そのところをもしほかの事業者さんともそういう落ち度があるというようなことがあれば、そこも改善を併せてしていただきたいなというふうに思います。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかに議案第7号に対して質疑はありませんか。

教育部長。

○教育部長（菊武良一） 皆様方からいただいたご質問に対して今スポーツ課長のほうがるるお答えさせていただきましたが、今回発生しましたこの事象につきましては、指定業者、西鉄ビルマネジメントだけが責任を負うべき内容ではございませんで、当然書類を提出しましたビルマネジメントについては猛省を促しております。当然市のほうでもチェック機能が十分に働いていなかったということも大きな要因でございますので、こういった館を管理する必要な経費というのは全て税金で賄っているということを改めて職員自らが襟を正して、今回のようなことが二度とないように対応していきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 議案第7号、議案第8号に対して質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第7号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号について可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第7号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時49分〉

○委員長（門田直樹委員） 次に、議案第8号について討論はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 総合体育館の指定管理者について、賛成の立場で討論はさせていただ

きます。

コロナワクチンの接種会場でもありますし、これから利用者も上昇傾向にもありますし、きっちりとした管理をしていただきたいという願いもあります。それと、市の管理体制も今後きっちりチェックしていただくように強く要望いたしまして、賛成討論をいたします。

○委員長（門田直樹委員） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第8号「太宰府市総合体育館の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時50分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第9号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第3、議案第9号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（川谷 豊） それでは、議案第9号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は20ページ、21ページ、条例改正新旧対照表は3ページでございます。

本件は、職員の勤勉手当における算定方法の一部見直しに伴う条例の改正でございます。

この勤勉手当につきましては、職員の勤務成績に対する能率給的な性格を有するものでありますが、一律支給分である期末手当とともに6月と12月の年2回支給をしております。現行の勤勉手当の算定方法としましては、基礎額に役職に応じた額を加算し、支給月額を掛けて計算をいたします。この基礎額は現行では給与月額、地域手当、扶養手当の合計額でございますが、これらのうち勤務成績とは直接関係のない扶養手当を勤勉手当の基礎額とすることは適当ではないとの考えの下、国、県におきましてはこの勤勉手当基礎額から扶養手当を除外されているところですが、本市におきましても、県からの正指導に基づき、勤勉手当における支給基礎額の算定から扶養手当を除くための条例改正を行うものであります。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 労使合意はできているんですか。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（川谷 豊） 今般勤勉手当基礎額から扶養手当を除外するこの条例の改正につきましては、労使合意の下、進めておるところでございます。その中で、本改正により影響を受ける職員につきまして激変緩和措置などをどう取り扱うかなどの詳細につきまして、現在職員団体との協議を続けているところであります。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 最高でどのくらいの差が出るんですか。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（川谷 豊） 現況に当てはめた試算でございますが、最も影響のある職員で5万円ちよつとということでございます。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 地域手当なんですけれども、これはどういうふうにされた勤務の方に来るんですか。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（川谷 豊） 地域手当でございますが、これは都市によって数字が違うものですが、太宰府市では一律6%の支給をしておるものがございます。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 勤務時間以外の時間外勤務手当であるとか、この前言った労働基準法方式か人事院規則方式かによっても勤務時間外手当はいろいろ課題はあると思うんです。特に今新型コロナウイルスの影響で常時の勤務の中にプラスアルファが出ていて職員の方も大変だと思うので、ただ期末手当の予算が減ったからそのまま別の予算に回すのではなくて、適正な勤務時間

外手当ができるように検討していただきたいと思います。

○委員長（門田直樹委員） まず、どちらの立場で。

○委員（徳永洋介委員） すみません。賛成の立場です。

○委員長（門田直樹委員） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第9号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時54分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第10号 太宰府古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第4、議案第10号「太宰府古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（佐藤政吾） 議案第10号「太宰府古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書の22ページ、23ページ、それから新旧対照表の4ページをご覧ください。

太宰府古都・みらい基金条例は、平成21年9月議会で議員発議により制定され、平成22年4月から施行されております。施行時点での適用期間は平成27年3月31日までとされておりましたが、その後平成27年と平成30年にそれぞれ3年間延長され、現在では平成33年、令和3年のことですが、3月31日までの適用期間となっております。このたび、その適用期間を3年間延長し、附則の適用期間を令和6年3月31日までと改正する提案をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） この古都・みらい基金ですけれども、令和2年3月末の残高が383万円になっていたと思うんですけれども、この基金を取り崩して事業を行ったという報告

が議会のほうにここ二、三年なかったんじゃないかなと思うんですけども、これから使っていく計画などがあるのかどうかをお願いします。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（佐藤政吾） 今委員さんがおっしゃったとおり、こちらの太宰府古都・みらい基金につきましては、取り崩して事業に使ったという実績はございません。今後につきましては、こちらは基金の条例で定められているその用途に従いまして、その用途につきまして検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 今課長が言われた用途の区分ですね。この条例の中でいうと、史跡を含めた歴史的、文化的遺産の保存活用事業とか、あとガイダンス機能の充実に関する事業、そして太宰府を愛する人々の育成と支援に関する事業というところで、これからコロナを越えて、その後観光客の方をお迎えするに当たっていろいろな事業を展開していくと思いますので、そういったところで効果的に使っていけたらいいかなというふうに思いますので、大事に検討していただきたいと思います。要望です。

○委員長（門田直樹委員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第10号「太宰府古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時58分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第5 議案第11号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第5、議案第11号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） 議案第11号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」説明をさせていただきます。

資料は議案書24ページから26ページ、条例改正新旧対照表は5ページ、6ページでございます。

今回の改正は、有料公園施設であります太宰府歴史スポーツ公園弓道場について、現在12月から2月の期間において18時までの利用としているところを、スポーツ振興並びに施設の有効活用の観点から使用時間を21時30分までに見直すものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） これは、利用時間が約3時間半延長されるということですね。利用者や指定管理者とはそういった協議で合意の下で延長されるということによろしいですかね。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） こちら歴史スポーツ公園の弓道場をご利用いただいております太宰府飛梅弓友会の皆様並びに指定管理者であります財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団、こちらとも協議のほうを行った上での条例改正提案となっておりますのでございます。

○委員長（門田直樹委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） 議案書の25ページなんですけれども、1月1日からというのは施設は開いてないと思うんですよ。それと、12月の末日までというのも28日までじゃないでしょうか。ほかの分も1月1日からというのはないんじゃない、1月4日からじゃないんですか、ほとんどの施設の開館がですね。そこを訂正するべきではないかなと思いました。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） こちらにつきましては、太宰府市の公園条例になるんですけれども、こちらの第3条におきまして休園日ということで定義をさせていただいております。こちらのほうは有料公園及び有料公園施設の休園日はということで、1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までということで定義づけをさせていただいております。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 弓道場が1年間を通して朝9時から夜9時半までというふうになっているんですけれども、それぞれの施設、歴史スポーツ公園だけでなくほかの公園、スポーツ施設も含めて期間によって時間が区切られていると思うんですよ。利用者側にしてみれば物すごく使いにくいという、季節によって使える時間が短くなったり長くなったりするので

プログラム自体も変えないといけないし回数も減ったりとかというようなことにもつながっているんですけども、弓道場を今回一年間通して同じ時間帯になって、照明もあるから可能だとは思いますが、そこら辺はどんなふうに今スポーツ課のほうで考えてあるのかお聞かせ願いたいんですけども。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） まずは、施設の有効活用という視点が第一義的にはあると考えております。弓道場につきましては、今委員がおっしゃっていただいたように照明施設もあるものですから、こちらについては有効活用を図るべきだという判断に至っておりますのでございます。

あとは、季節によっての時間を扱っておりますのが北谷運動公園などがございます。ただ、北谷運動公園のほうで屋外施設というところもありまして、なかなか冬場の利用者が少ないといったところのこともございますので、その分で今利用時間については調整をさせていただいておりますが、ただこれは利用者様のニーズ等、やはり冬場でも夜実施したいというようなお声が高まってまいれば、せっかくの施設でございますし、そちらのほうを有効活用していくというふうなことで、また改善のほうも図っていききたいなと思っておりますのでございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 私のほうから二、三点。

夜間使いたいということで、特に冬季、通常今課長のほうからもあったように屋外はもちろん18時ということで大体今のところ利用者も指定管理のほうもうまくいっているようですが、弓道に関しては何か春にいろいろな大会であるとか昇段審査であるとかあるようで、そういった準備もしたいというふうなことでしょうけれども、まず現況が18時ということなんです、しかしいろいろな話合いの上で今までも使ってこられた。今は何かやめてあるみたいやけれども、使ってこられたと。そのまず根拠というのは、公園条例に確かに上記にかかわらず市長が認めた、これはどこにでもあるんですけども、それによってまた施行規則のほうにもありますね。だけれども、そこによるのか。まず、そういうふうな委任者、受任者、そして団体の覚書等々による利用についての条例との乖離がないのか、その辺を説明してください。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） それでは、今まで冬場どのような形で対応していたのかといったところでございますが、実際飛梅弓友会様、今55名で活動されてらっしゃいます。県民体育大会で一般女子の遠的の部で優勝されるなど非常に活躍されてある団体であるんですけども、実は55名のうち28名の方が仕事の関係上、夜間利用をされており、3月に開催される弓道の審査大会に向け練習を行うために、今までは太宰府市と指定管理者であります公益財団法人太宰府

市文化スポーツ振興財団並びに利用団体であります太宰府飛梅弓友会様にて覚書を締結し、利用を行っていただいていたところでもございました。また、委員長がご指摘のとおり、公園条例並びに公園条例施行規則に基づき使用時間については指定管理者が特に必要と認めたときという事で対応ができておったんですけれども、ただ一つ、今現在の状況で管理人を置かずに利用団体様のほうに公の施設の管理をお願いしていたというような内容でもございました。ただ、こちらは条例を改正して管理人を配置した上で改善を図っていくべきではないかということで、今回条例改正を提案させていただいているところでございます。

○委員長（門田直樹委員） そういうふうなことから分かるんですが、もう一点、条例が改正されたとして、9時までの間に弓友会以外の個人の愛好者等もおられるんですよね。そういった方が6時以降に来られたり、あるいは6時から引き続いて利用されたいというときには、特に何か制限があるのかな。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） 特に制限はございません。一般の方ももちろん専用利用がなければ利用は可能でございます。

○委員長（門田直樹委員） 分かりました。

先ほど管理人による管理が原則であるということで前向きなお答えをいただいたんですが、実際そうであって、鍵とかセキュリティーカードとかそういったものをどうするかという問題というのは大きいと思うんですよね。ちなみにこういうふうな管理、私が知ったこの近辺でいうと、大野城、春日なんていう大きなところを持つというのは、全体としてちゃんとしているわけですよね。体育館の上に弓道場があったり、福岡もそうですね。都市部じゃないところがよく分からないんですけれども、こういうふうな委任といいますか、覚書等による委任、委託のような形で運営されているところはありますか。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） このような事例があるかどうかといったところで、筑紫地区管内で弓道場を保有している自治体に確認したんですが、こういった事例はなかったということで、そういった点も踏まえて今回改善を図っておるところでもございます。

○委員長（門田直樹委員） やはり施設の管理人さんがおられて、何があるか分からないのだから、覚書では何かあっても両者は知らないよというか、委任も受任も関わらんとそっちでやれみたいなことやけれども、現実にはそういうわけにはいかんと思うんですよね。だから、その辺はきちんと考えて。

それと一応関連するんですが、あそこの駐車場の開け閉めが前は18時とかになったり20時になったり、現実にはそこと対応しているのか。それと、今駐車場の鍵の開閉に関しては、入札して管理業者さんが会社組織だったと思うけれども、4か所ぐらいをずっと回ってしてありますね。そもそも5時台に開ける必要があるのかというのも疑問なんだけれども、1か所減らしたからそこが金額がどうなるかよく分からないけれども、管理人さんをちゃんと置いてそれで

きちんとするならばその分はもう必要ないんだから、そこの運営にですね。管理人さんを週3日なりともそういうふうな配置をするとすると指定管理料にも影響がしていこうから、細かいことはここではあまりくどくど聞きませんけれども、その辺等も勘案して進めてください。要望です。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論は終わります。

採決を行います。

議案第11号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第11号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時10分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第12号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について

○委員長(門田直樹委員) 日程第6、議案第12号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長(轟 貴之) 議案第12号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

資料は議案書27ページ、28ページ、条例改正新旧対照表は7ページ、8ページでございます。

今回の改正は、利用者が多くなります7月1日から8月31日までのプール使用料について、利用者の約6割を占める市外利用者に対し市内利用者との公平性を担保するため、またコロナ対策として密集を是正するため、他のスポーツ施設同様に市内者と市外者の使用料金に格差を設けるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） まず、水辺公園の利用料が大人でいくと1時間230円、2時間で460円、そのように認識しています。ということは、この期間に市外者は920円になるということでもまず確認をさせていただきたい。よろしいですかね。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） 7月から8月にかけては2倍の金額になりますので、920円ということになります。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 規模なんですけれども、現在水辺公園ぐらいの規模で市外者約1,000円弱ですよ。こんな料金は私も調べたんですがないんですね、920円なんてこんな高額の金額は。確かに市内者、市外者で分けているところはあります。参考までに言いますと、例えば市内者は420円だけれども市外者は630円とかですね。ほかの事例を言いますと、市内者は450円だけれども市外者は530円とか。全てを調べたわけじゃないんですけれども、短期間だったんであれだったんですけれども。ただ、1か所、倍のところがあったんですね。ただし、そこは入場料が300円なんです。市外者でも600円なんです。ウォータースライダーがついたりすごい滑り台がついているところはもちろん入場料1,000円というところもあります。それは規模が全く違うからですね。何でこの水辺公園ぐらいの規模で920円というのが算出されたのかお尋ねいたします。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） こちらにつきましては、他のスポーツ施設につきまして今現在基本的には市外利用者の方につきましては市内者料金の2倍ということで設定をさせていただいております、そちらを基準に今回も提案をさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 他の施設といっても、恐らく例えば体育館とか屋内の施設が多いと思うんですね。でも、それはなかなか個人で借りることはしないで、例えば利用者が10人いるとしたならば、その中に太宰府市の利用者がいれば、ちょっと言い方が悪いかもしれないけれども、その人の住所等を使って借りれば市内者が利用するというでそんなに破格な金額にならないと思うんですが、これは物すごく破格過ぎて。確かにコロナ対策でもあると思いますし、密集を避けるため、恐らくコロナ対策であると思うんですが。たしか昨年ですかね、利用率、例えば市内者と市外者どちらが多いかとなったとき、市外者が6割ぐらいいっちゃうというふうな発表があったと思います。ただし、その市外者の方がその施設を利用して利用料金を払ってくれるというおかげで、ちょっと言い方悪いですが、指定管理料も抑えられて

きたんじゃないかなという考え方もできるわけですね。920円って、これは7月1日から皆さんだったら利用しますか、こんな倍の料金を取られるのであれば。アスレチックジムは除くんですよね。そっちのほうが私は密集になると思うんですけれどもね、狭い空間でやるわけですから。なぜプールだけなのかお尋ねいたします。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） こちらにつきましては、屋外プール、こちらが実際のところ今現在は7月、8月の短期間での活用しかできていないというところがまずあるところで、こちらは今後につきましてどのような形で運営のほうを行っていくかといったところも併せて今後検討していく内容になっておるんですけれども、その点も踏まえたところで今回利用者の6割強を占めております市外利用者様について条例改正を行ったところで、料金を2倍に設定させていただいた上でどれだけ利用があるのかといったところも今後どういうふうにし生かしていくかといったところを考えた上で設定させていただいているところでございます。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） これは他市の状況なんですけれども、2倍になりましたというふうな案内をしたら、物すごく市外者の方も利用していたんでしょうね、クレームがあったと。受付対応が物すごく大変だったというんですね。これは、条例改正して、職員の皆さんじゃなくて指定管理の方がそういったクレームを受けるわけですよ。心情的な部分も出てくると思うんですね。そういったことも考えないと、簡単に市外者だから倍ですよなんて、物すごく私にとってみたら随分ひどい扱いをするなというふうに思うわけですね。今まで自分たちが利用してきたのが何で倍なのかと。

もう一個言えば、これはもちろんないとは思いますが、高い料金を払った方にサービスがもちろん過度になるのは当たり前だと思うんですね。どこだってそうでしょう。高いお金を払っている人たちにサービスが行き届くわけじゃないんですか、言い方は失礼かもしれなくても。そういったことも考えないといけないと思うんですね。ここら辺の市民プール、近いところだったら大野城市がありますね。大野城市は夏場しか開いてないですけども、あちらにずっと利用者が流れるような気がして。うまく算出方法をされて920円になったのか。この根拠が分からないんですね。簡単に倍って言うかもしれないですけども、値段を見たら920円ですよ。これが50mプールがあって施設が物すごく立派なら話は分かるんですけども、25mプールがあって、外も流れるプールがあるけれども、あれで2時間で920円を取られる人の身にもなって。市内者を優先するのはもちろん分かります、あっていいと思います。そしたら、920円とか460円とかではなくて、もうちょっと市外者の値段を下げて、さっき他の自治体の事例も出しましたけれども、例えば市内者を400円にして市外者を600円にするとかそういった考え方ならいいけれども、単純に倍って。ちょっと納得できないと思いますね。

もう一点は、あそこは杉塚在住者がいますね、筑紫野市の。水城西小学校に恐らく通っていると思います。そういった子も倍の対象になるんですか、お尋ねいたします。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） 今回市内者の定義につきましては、条例改正新旧対照表の8ページになります。こちらに市民及び市内の事業者または学校に勤務または通学する者以外を市外利用者ということで定義させていただいておりますので、水城西小学校に通学されてあるということであれば市内料金で対応させていただく予定になります。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） あと、どのようにして市内者と市外者を見分けるかというところ、そこまで決定しているのなら教えてください。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） こちらにつきましては、委員ご指摘のとおり、現場の窓口が一番大変な業務になると思っております。こちらは間違いなくですね。それで、この条例改正案を提案する前には、現指定管理者ではありますけれども、そちらのほうにも意見を聴取しております。様々な意見はいただいたところではございますが、もしこの分で提案を可決いただいた場合には、今想定しておりますのが、窓口にて身分証明書を提示してもらうことを想定しておりますのでございます。仮に持参されていない場合は、窓口を用意しています受付簿等に住所を記載いただきまして、そちらで確認することを想定しておりますのでございまして、県内ではうきは市のうきはアリーナが市内利用者、市外利用者の区分をしております、このような対応をされてあるというところがございますので、そちらを参考にしつつ、よりよい方策を求めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） あと、期間なんですね。屋外プールが恐らく7月1日から8月31日までの期間ですよ。屋外プールは1日からはなかなか開かなくて、恐らく10日前後ぐらいかな、毎年開くのがですね。そこら辺からの適用、もちろん7月1日からにしておかないと不備が出るから分かるんですけども、認識では屋外プールというふうに住居に今このところ認識しているんですけども、しかし7月1日から屋外プールが開かないとなると、屋内プールにも関わってきますよね。ですから、屋内外プールは7月1日から8月31日まで市外利用者については金額が2倍になるという認識でよろしいんですかね。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） 今おっしゃっていただいたとおりでございまして、屋内プール、屋外プールの区分というのは特段今は設けてないような状況でございます。どちらのプールについても適用されるということになります。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 先ほど説明の中で3密回避も含めてというようなことをおっしゃっていましたが、どの程度減るといふ想定をされているのか。減れば減収になると思うんですけども、そこら辺の試算はどのように出されているのか、お願いします。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） こちらにつきましては、今回市外利用者の方の料金を7月、8月倍に設定することで500万円の利用の増収を見込んでおります。その分、指定管理料500万円を削減したという流れになるんですが、ただ2倍にすることによって今想定しておりますが、市外利用者の方につきましては1割、2割ほど利用が減少するのではなからうかなということ今回積算しておるところでございます。

○委員長（門田直樹委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 市外利用者が6割というところで、筑紫野市に屋外プールがないので利用される方が多いというのと、小さいお子さんを持った親子連れの方が多いというのを聞いているんですけども、そこら辺の方々のご意見とかが今後出てくるのかなというふうに思うんですけども、そこら辺を聞ける体制があるのか。これから聞いた上で再検討ができるのか。私もこの倍、920円というのは、子どもを連れて保護者がついて行って千円札を1枚大人で出さないといけないわけですからね。高いかなと思うんですけども、そこら辺はどのようにお考えですか。

○委員長（門田直樹委員） 総務部理事。

○総務部理事（五味俊太郎） 先ほどから出てきている920円という話なんですけれども、2時間で2倍だと確かにそういう計算になりますので、その金額を聞くと、えっと思うかと思うんですが、太宰府市は近隣市と違って時間設定が1時間設定ですので、実際に2時間で入っている方というのは利用者の方の中ではかなりの少数派です。なので、実際には1時間プラス追加という形で利用されている方がほとんどですので、実際には1時間で2倍になっても結局ほかの2時間の400円とそんなに金額は変わらないんですね。そういった意味で、実質的にご負担いただく金額は近隣市のプール、特に大野城のプールと比べて高いということにはならないと思っていますので、市民の方はそれ以上に安い価格で使っていただくものだと思いますが、市民の方ではない方まで近隣市と比べて極端に安い料金でサービスを提供するのはかなり難しいということで、2倍という形にさせていただいています。実際に多分それで920円という形で2時間で使われている方は多分いないと思いますし、今現実には2時間の460円を払っている方もほとんどいないというふうに、語弊があるかもしれませんが、かなりの少数派だということです。料金の見直しを様々進める中で、実際2時間で払っている方、1時間で払っている方がどのくらいの割合でいるのかというのも分析をした上で、実質的な負担額として近隣と比べて極めて重い負担になるということにはならないということで判断をさせていただいています。

また、通年で全部上げるということも当然選択肢としてはありましたが、まさに今委員からも様々ご意見いただいているとおりに、市外だからいきなり2倍だといって通年全部上げると

いうのは乱暴だということもある中で、特に混雑する夏季期間に限定をして上げるということで判断をさせていただいております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） そしたら、今理事のほうから2時間利用者はほとんどいないというふうに言ったんですけれども、それは何かデータか何か取っているんですか。夏場の、去年はコロナの影響でもちろん開館してないですけれども、例えばおとしとかその前とかずっとデータを取って、1時間しか利用がないというふうに出されたんですか。そこら辺のデータがないもんですから、こっちは質疑しようがないんですけれども。パーセンテージでもいいので、分かる範囲で教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 総務部理事。

○総務部理事（五味俊太郎） 実はプールに限らずですけれども、過去5年間の全ての公共施設の全ての料金区分についての実績を今回ほかのものも含めて整理をさせていただいております。プールについては、ほとんどというのはちょっと語弊があったかもしれませんが、2時間という枠で利用されているのは2割から3割程度というふうに理解をしております。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 2割から3割が何かごくまれみたいな言い方をするけれども、2割から3割いるじゃないですか。これは1割以下なら分かりますよ。いるじゃないですか、実際。ちゃんとしたデータに基づいてそういうのを例えば配付するなりして出してもらえるなら分かるけれども、こっちは手元に何も資料がないわけで、そっちはあるかもしれないけれども。2割も3割もいるじゃないですか。じゃあ、理事はそういった2割、3割はごくまれ、少数というふうな認識なんですね。

○委員長（門田直樹委員） 総務部理事。

○総務部理事（五味俊太郎） ほかの自治体は100%の方が2時間で使われていますので、それと比較すれば極めて少ないという理解をしております。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） なぜ2時間利用されるのが2割、3割なのか、そこら辺まで調べたことはありますか。

○総務部理事（五味俊太郎） 実際に理由を……。

○委員長（門田直樹委員） 総務部理事、ルールとして委員長に発言の許可を先に求めなさい。

総務部理事。

○総務部理事（五味俊太郎） 失礼いたしました。

実際に理由は聞いておりませんので、なぜかということは実際に確認をしたことはございません。一方で、普通に考えれば少しでも安い使いたいと思うのが当然心情だと思いますので、

そういった中で実際に利用する時間を踏まえてできるだけ安くなるような使い方をされている結果が1時間の利用が多いということだと思っております。

○委員長（門田直樹委員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 私のほうから。

まず、今長谷川委員からもありましたけれども、金額が大きいということで、適正なのかどうか。我々材料がないからなかなか判断がしづらいということが1点ね。近隣でなかなかそういうふうな例がないということで、1点まず聞きたいんだけど、近隣自治体との協議だけでも、公の施設に関する法律では、お互い使えるようにしなさいと、なおかつその自治体同士で協議を行いなさいということで、近隣とどの辺までそういう協議があったのか、どういう反応だったのかが1点。

それと、これは7月、8月ですから6月議会もあるかなという気がせんでもないんだけど、準備期間等も要るだろうけれども、その辺の説明も併せてお願いします。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） まずは、市外利用についてですが、10市7町から成ります福岡都市圏におけるスポーツ施設広域利用に関する協定書がございます。こちらに基づき、引き続き福岡都市圏の市、町のスポーツ施設等を相互に他の市、町の住民の利用に供してまいるといったところは毎年確認を取っておるところでございます。

○委員長（門田直樹委員） もう一点、準備。ざっくりばらんに言うと、6月議会でもいいんじゃないのという話ね。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） そちらにつきましては、準備期間とか周知期間等も含めた形で、もし可決された場合はすぐにでもホームページや市の広報紙なりで周知を図る必要があると考えておりましたので、今議会での提案とさせていただいているところでございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） ロッカー数は幾つあるんですか。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） すみません。今手元に持ち合わせがございませんので、また確認してご連絡させていただきたいと思います。

○委員長（門田直樹委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） かなり多くの方が来られて、ロッカーを使わずに更衣をされたりとか、人数の制限とか、その辺の安全面で物すごく心配なんですよ、小さい子も多いし。1時間ごとに上げられたりするだろうけれども、入場者数の安全面での対策のほうが心配なんで、その辺で何か考えられていることがあれば教えてください。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） 通常夏場の屋外プールが開園する際には、監視員を増員しまして今対応のほうを図っておるところでございますが、非常に今たくさんの方がご利用いただいております、本当に事故等が起こらないよう注意を払って監視のほうをいただいております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 今の質問に関連してなんですけれども、あの中にスポーツジムがあると思いますけれども、器械は今何台ぐらいあって、市外者も市内者もあれば使えるんでしょう。それをちょっと……。

○委員長（門田直樹委員） 委員、この議案とはちょっと違うよね。

○委員（原田久美子委員） それによって倍にするということを後で知りましたので。

○委員長（門田直樹委員） 何を。

○委員（原田久美子委員） スポーツジムを利用されて、市外者の方が利用されている人もいますので……。

○委員長（門田直樹委員） スポーツジムはなぜしないのかということですか。

○委員（原田久美子委員） スポーツジムがあると思うんですけれども、何台もあるんですか、そこに利用者が何人ぐらい来ていますかという。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） まず、スポーツ器具ですが、すみません、そちらも今持ち合わせがないんですが、今現在コロナ禍におきましては利用制限等もかけさせていただいて、たしか4台、5台で対応させていただいております。もう少しあったと思いますが、人数制限をさせていただいております。

トレーニング室の利用状況でございますが、こちらにつきましては今年度でいうと、12月までであれば約4,500人ほど、これは市内者、市外者合わせた形になりますけれども、ご利用いただいております。

○委員長（門田直樹委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） 含めてなんですけれども、今回は7月1日から8月31日までの市外の利用者の料金を子どもたちとかがほかの市外から来られたり、大人もですけれども、多くなるためにそういうふうにジムを目的に来られた場合に市外者を2倍にするということで私は理解してはいたんですけれども、そういうふうに理解してよろしいですか。密にとにかくしたくないので市外からこっちに来られる方に対して利用料金を上げるという考え、初め長谷川委員が言われたように、そういうふうにしか聞こえないんですよ。だから、とにかく市外者を太宰府のほうに、ジムも含めて来られる方にされているのかなと私は理解したんですけれども、そういうふうな理解じゃないんですよ。

○委員長（門田直樹委員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） まず、財政的なものも一つございますが、もう一つ今原田委員さんが言われました、今夏場の屋外プールの状況というのは皆様ご存じかと思えますけれども、料金を上げることでそこを少しでも緩和をさせて、いわゆる高速道路とかで言うところの料金抵抗と申しますか、料金抵抗というものを発生させまして少しでも緩和をしていきたいということで、まずこれをやってみたいと。今年の夏の状況をまた見ながら今後どういうふうにするかという方をつないでいくかというのは、また検討の余地があるのではないかなと。まずはこれを試してみないと何とも言えない部分がございますので、何もしないままそのまま放置するということになるとまずいので、その辺のところは状況を見ながら今後検討をまた加えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） そしたら、人数制限とかも考えてあるんですか。

○委員長（門田直樹委員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 今現在のところそういった人数制限の問題も一つはやり方もあるのではないかと思います。まずは現在のやり方で試してみると。人数制限ということになりますと、早い者勝ちとかそういうものがまた出てきます。予約制を取るわけにもいきませんので、その辺のところもなかなか難しいのかなと現状では考えておりますけれども。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかに。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 夏場にプールは混雑するということは皆さん理解していると思うんですけども、そこで大人は免許証等、身分証明書があるから確認は取れますよね。子どもが来た場合に、一回一回今やっていますよね、あれはコロナ対応でやっているって私は認識しています。入り口のところで名前、住所、年齢、電話番号を全て書くように。あれもずっと夏場、例えばコロナが落ち着いて、これは来年度だけではないですからね。ずっと継続してやっていくつもりでしょう。ずっと名前を書かせて入場させるというふうに、どんだけ大混雑するか分かってますか。全然理解できんっちゃけれども。

そしたら、まだもっとデータを取るとか。現在、他市の市民プールであるんですけども、値段、そこは1日いて200円なんです。子どもは100円。ただし、チケットを買って、受付のところ市内者と市外者に分けるところがあります。私は市外者ですから市外者のところにチケットを入れて行くんですけどもね。そこは一日中いれます。その代わり、1時間に10分ぐらい休憩があります。その代わり夏季限定ですね。期間は7月1日から8月31日までしか開いてない。実際そういったプールもあります。ですから、もうちょっときちっと何かデータを取ってこの倍の金額にするとかというんであればいいんですけども、それともう一個言うなら、

1時間しか利用しないなら市民を下げても市外を1.5倍とか、もうちょっと。例えば1時間であつたら今230円のところを市民は200円にして市外が300円とか、そういった感覚なら他市の事例も出しましたように分かるんですけども、これはいきなり倍というのは、やっぱり利用してくれる人からするとかなり「えっ」てなると思うんですね。もうちょっと私はきちっと考えて値段を出したほうがいいと思うんですけどもね。総務部長でも理事でもいいですから、私たちが納得するように説明いただきたいんですけども。

○委員長（門田直樹委員） 総務部理事。

○総務部理事（五味俊太郎） 繰り返しになって恐縮ですけども、確かに市外は2倍になりますということが、特に市外が2倍のものも、実は隣の総合体育館の卓球場、個人の卓球台も2倍ですけども、当然プールは今までしてこなかったと。プールの中でも2倍にするとかしないとかというのは市町村によって判断が異なっている中で、一律2倍というのが1.5倍もあつたんじゃないかというのはそれはおっしゃるとおりだと思います。一方で、分かりやすさももちろんですし、実際やっていく中で、1年間どばっと2倍とするのか、例えば1年間1.5倍どばっとするとか、あとはまさにおっしゃっていただいたように市民の方を少し下げるとかいろいろ考え方はあつたと思っていますが、今のコロナの状態の中で、もともといろいろな施設の利用も減ってきていると、こういうものがある中で、かつ市外の方を排除したいという意図が見えるようなものまでいかかというようなのはおっしゃるとおりだと思います。そういったものはいろいろ勉強させていただきました。

その中で、一応このプールに関しては、近隣市と特に弊市が違うのは、先ほども申し上げましたけれども、1時間制があると。すみません。ほとんどないという部分については語弊があつたと思いますので、そこはおわびを申し上げたいと思いますが、そういった中で実質的に、例えば大野城とか春日とか那珂川のプールよりもかなり市内の方も市外の方も事実上安く使えるような形になっている等で、それが多分混雑にもつながっているというふうに思っていますので、そういった中で特に夏に限定をして上げるということを考えさせていただきました。そういった中で実質的に、仮にですけれども、1時間料金の2倍払つたとしても大野城とか春日とか那珂川のプールの料金とそこまで変わらない水準になると。

あとは、実際の仕分方、仕分方と言ったら失礼ですけども、市内の方と市外の方とをどういうふうに分けるのかということも議論が当然ありまして、もともと券売機に市外と市内とで分けて、それ以上チェックしないということもどうかという議論も当然しました。そういった中で、少なくともコロナの中においては実際に確認をしていますので、完全にノーチェックで善意にお任せしますという形だと、守る人、守らない人というのの不公平感というものもある中で、確認をしていくというような運用で考えております。

当然来年度以降の実際の整理の仕方をどうするのかというのは当然また議論になるでしょうし、かなり固定化するのであればそのお子さんにはカードを配るとかいろいろなやり方は当然あると思いますので、そういった部分については今年度の実績も見ながら引き続き改善を図り

ながらやっていきたいというふうに思っております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） ですから、いきなり倍じゃなくて、市内者は下げて、市外者は上げるというのはまだ分かります。そこで様子を見てどうするかって協議するならいいけれども、いきなり倍というのは驚きですね。そういった議論にならなかったんですか。いきなり2倍、2倍が私は最上限だと思うんです、これは3倍とか4倍にしたらとんでもない話になるから。そこに行くまで準備段階として様子見のために市内者1時間230円、市外者は330円ぐらいにしようとか、そういった議論があってここにたどり着くならいいんですけども、総務部長が言ったようにやってみないと分からない、それはもちろんそうですよ。それは何でもそうやけれども、でも納得した形で金額等々計算しないと、誰も市外者の方は納得しないと思うんですね。しかも、6割ぐらいいっちゃう方が、あそこ太宰府は高いけん行かんめえってなったら、500万円増収見込みとおっしゃるかもしれんけれども、もっと私は下がるような気がして、その懸念もあるわけですよ。幾ら指定管理料を下げたって、そこで利用料が全然もうからなければ全く意味がないわけですから、もうちょっとこれは検討すべきだと私は思うんですが、どうしようかな。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員、もう大分平行になっているんで。

○委員（長谷川公成委員） 分かりました。委員長、いいです。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○委員（長谷川公成委員） はい、いいです。

○委員長（門田直樹委員） ほかによろしいですか。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 納得は、正直言ってしてないです。発議したいぐらいの気持ちではあるんですが、今後恐らく混雑が予想されて、受付対応が非常に大変になってくると思います。そこを職員の皆さんもきちっと、例えば現場に赴くとか把握していただきたいと思います。市民プールの現状を本当に把握しとるのかなと私は思うんですよね。私は好きでよく泳ぎに行ったり体育館ももちろん利用させていただいているんで、全てではないですけども、ある程度は分かっているつもりではあります。ですから、もうちょっとこれは例えば申請書にするのか、お金がかかるかもしれんけれども、例えば利用者登録カード等を導入する。それもお金がかかるんで私の中では納得いかんなどは思うんですが、きちっとそういったのを整備されて行っていたいただきたいと思います。賛成討論といたします。

○委員長（門田直樹委員） ほかに討論はございませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） いろいろな回答の中で施設利用の時間が1時間の方がほとんどで2時間使われている方が二、三割というお話がありましたけれども、私がふと思い出して、子どもをプールに連れていったときに1時間と2時間と選べるので、親は1時間でいいじゃないって言って、子どもは2時間泳ぎたいって言って泣いたりとか何かそういうことがあるんですよ。なので、1時間で我慢しているというところもあるのかなというふうに思いますので、時間設定がどうかというのは今回回答を聞きながらいろいろ思っていたんですけども、この利用期間を限定する、またさらに市外者の方を倍にするというのが今回突然出てきましたので、部長と理事のお話の中ではこれからいろいろ検討していくというようなこともありましたので、それを引き続きお願いしたいと思います。賛成の立場で討論といたします。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第12号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時48分〉

○委員長（門田直樹委員） ここで12時まで休憩します。

休憩 午前11時48分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後0時00分

○委員長（門田直樹委員） 再開します。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） 先ほど徳永委員からご質問のありました市民プールのロッカー数でございしますが、こちらにつきましては約300台ございます。また、原田委員からご質問いただきました史跡水辺公園のトレーニングマシンですが、こちらは8台設置しておるということでございます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第22号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について

○委員長（門田直樹委員） それでは、日程第7、議案第22号「令和2年度太宰府市一般会計補正

予算（第9号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の説明において関連として同時に説明したほうが分かりやすい補正項目については併せて説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書の12、13ページをお開きください。

2款1項9目、財政調整基金費について説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（佐藤政吾） 補正予算書12、13ページ、2款1項9目、細目330財政調整基金費3,300万円についてご説明いたします。

こちらにつきましては、今回の一般会計補正予算で歳入に計上しています市有地売却代金を財政調整資金へ積み立てるものでございます。

関連がございますので、補正予算書8ページ、9ページをご覧ください。

下から2段目でございますが、17款2項1目1節市有地売却代金3,300万円でございますが、市有地の2区画分の売却収入見込額の増額補正を計上させていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） この市有地売却2区画分は、言えるのかな、住所じゃないですけども、行政区でいいんで教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 管財課長。

○管財課長（柴田義則） 先ほどの長谷川委員のご質問に対してご回答申し上げます。

まず、1件目でございますが、朱雀三丁目の167番の1ほか1筆ということでございまして、場所は客館跡地から道路を挟んでの向かい側になります。面積が189.27㎡、57坪、1区画でございます。もう一区画でございますが、都府楼南四丁目566番の383、176.2㎡、53坪、以上申し上げました2区画でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは次に、同項10目、職員管理費について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（川谷 豊） 同ページ、991職員給与費850万円についてご説明申し上げます。

こちらは、九州電力株式会社から人事交流職員として受入れをしております観光経済部理事分の人件費負担金でございます。先方と取り交わしました協約に基づき、派遣元に対しお支払いをするものでございます。この協約では、例月の給料は派遣元である九州電力からお支払いいただき、年度末にその年度分をまとめて市からお支払いすることとなっております。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、2款2項5目、コミュニティバス運営費について説明を求めます。

地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（齋藤実貴男） 同ページ、細目240コミュニティバス運営費、19節負担金、補助及び交付金、コミュニティバス運行補助金800万円につきましてご説明申し上げます。

この補助金は、市内コミュニティバスまほろば号の運行に関わるものです。令和2年度において、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い利用者が減少しています。昨年に比べて、非常事態宣言が出された4月から5月は約6割、それ以外につきましては約3割減少しています。11月につきましては昨年を上回る利用者数ではありましたが、年間の利用者数は前年に比べて3割程度減少するものと考えており、運賃収入の減少を補うため運行経費に係る補助金800万円を計上しております。

以上、説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 減少の内訳ですけれども、観光客の方が多かったのか、市民の方が多かったのか、そこら辺の割合がもし分かればお伺いしたいと思います。

○委員長（門田直樹委員） 地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（齋藤実貴男） まず、観光客の減少は、かなりあったものと考えられます。また、4月、5月につきましては、市民の利用者も減少しておったということになります。たまたま昨年は11月につきましては、これは竈門神社、いわゆる鬼滅の刃のブームもあったんでたまたま令和元年度を超えた利用者ではあったんですけれども、それ以外につきましては3割程度の減少幅になっております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○副委員長（神武 綾委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

柳原委員。

○委員（柳原莊一郎委員） お尋ねします。

損失額の全体がどのくらいなのかというか、要するに全額市の負担というふうな形なのか、そこら辺の西鉄さんとの協議などを経た形なのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（門田直樹委員） 地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（齋藤実貴男） まず、これは概算ですが、まほろば号の運行経費が約2億円年間かかっております。そのうち運賃収入が約5,000万円ですので、1億5,000万円程度が市の補助金になっております。今回運賃収入5,000万円を見込んでおりましたわけなんですけれども、約3割程度減少ということで1,500万円が不足されると。その1,500万円のうち、実は9月補正いただきました500万円の支援金、それを受けた残り1,000万円については、先ほど言いました11月あたりは利用者が増えた関係もありまして、今回800万円不足するだろうという予想の下、計上させていただいております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 柳原委員。

○委員（柳原莊一郎委員） 重ねてお尋ねします。

損失の発生の理由というのが感染症の蔓延ということだと思わんですけれども、例えば天災地変など等も含めて、どうしてもそれは市のほうが負担は負わざるを得ない、理由のいかんを問わず市が負担を負うということは、これは委託契約上決まっていることということでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（齋藤実貴男） そのとおりでございます。実を言いますと、今年1月に一部積雪の関係で2日ほど運行を停止しました。もちろんその間、運行に関するいわゆる変動費、燃料費関係等は支出はありませんけれども、運転手の人件費あたりについてはやむなく経費として市のほうで負担するような形にはなります。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、14、15ページ、9款1項3目、消防施設等整備費について説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（白石 忠） 補正予算書14、15ページ、9款消防費、070消防施設等整備費114万

円についてご説明いたします。

今回の消火栓新設負担金につきましては、水道管の布設替え工事に併せて、新設する消火栓、また既にあります消火栓の更新を行う必要が生じたもので、五条地内ほか5か所に対して材料費及び関連工事費を水道事業のほうへ負担をするものです。

以上、ご説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、10款3項1目、中学校管理運営費について説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） 補正予算書14、15ページをお願いいたします。

10款3項1目、細目150中学校管理運営費65万円についてご説明させていただきます。

12節役務費、弁当配送手数料を65万円増額補正要求させていただいております。これは、ランチサービスの利用率が増加しているためございまして、そのことにより配送手数料が不足する見込みであるため増額補正要求をさせていただくものでございます。

以上、説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） ランチサービス増加ということは、4中学校全て増加傾向にあるということでもいいんですかね。それとも、1校だけが何かえらい増加したという感じなんですかね。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） 全体的に急激な増加ではございませんが、若干の伸びがございます。令和2年度の予算編成時、令和元年8月時点では9%程度の利用率でございましたが、現在では約10.3%ほどになっております。1.3%程度増加しておりますので、今回の補正の要求をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 利用率が若干上がったということでしたけれども、コロナの影響で就学援助の方が増えたりとかして、そういうことでのプラスとかというような分析はあるんでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） コロナの影響でというところの具体的な分析までは至っておりません。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは次に、10款5項2目、スポーツ施設管理運営費について説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） 同ページ、細目130スポーツ施設管理運営費についてご説明申し上げます。

令和2年度の史跡水辺公園、総合体育館の指定管理料につきましては、新型コロナウイルスの影響により屋外プールを閉園したことなどによる利用料金の減収や、逆にスポーツイベント等を中止したことによる経費の削減などを精査し、差引き430万円の補正要求をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で歳出の説明を終わります。

それでは次に、歳入の審査に入ります。

補正予算書8、9ページをお開きください。

19款1項1目財政調整資金繰入金について説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（佐藤政吾） 補正予算書8ページ、9ページ、19款1項1目財政調整資金繰入金2,908万1,000円についてご説明いたします。

これにつきましては、今回の3月補正の財源調整として計上しております。なお、令和2年度末の財政調整資金残高といたしましては、先ほどご説明いたしました市有地売却による財政調整資金積立金3,300万円も合わせますと、予算ベースで30億7,893万5,235円となる予定でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは次に、次のページ、22款1項8目、減収補填債について説明

を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（佐藤政吾） 補正予算書10ページ、11ページをご覧ください。

22款1項8目1節減収補填債に3,300万円の増額補正を計上いたしております。

こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響により市税の減収が見込まれる中、令和2年度限りの措置として、消費や流通に関わる地方消費税交付金、たばこ税、ゴルフ場利用税など、国の地方財政法改正に伴いまして減収補填債の対象税目に追加されました。本市においては、令和2年度の地方消費税交付金のみ減額補正することとし、補正予算書の8ページ、9ページの一番上でございますが、7款1項1目地方消費税交付金3,300万円の減額補正を計上いたしております。なお、減収補填債は、その起債額に対しまして75%の交付税措置が後年度措置されます。

また、関連がございますので、補正予算書の4ページをご覧ください。

第3表地方債補正に減収補填債の限度額を3,300万円計上しております。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で歳入の説明は終わります。

次に、第2表繰越明許費の審査に入ります。

補正予算書4ページをお開きください。

2款2項、自治基本条例見直し事業について説明を求めます。

地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（齋藤実貴男） 繰越明許費補正、自治基本条例見直し事業104万5,000円につきましてご説明申し上げます。

表の一番上段になります。

この繰越明許費は、自治基本条例の検証及び見直しに関する資料整理や会議録作成の委託費に係るものです。平成29年4月に施行された太宰府市自治基本条例について、適正に運用されているか及び社会情勢に適合したのか等について4年を超えない期間ごとに検証、検討が規定されています。令和2年度はその時期に当たりますが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、取り組む時期が遅れたことにより補正させていただいております。なお、審議会からの答申の時期につきましては、夏頃になると考えております。

以上、説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、10款4項、文化財調査事業について説明を求めます。

文化財課長。

○文化財課長（友添浩一） それでは、ご説明申し上げます。

下から3行目の分でございます。

今回の事業でございますが、太宰府市の文化財第141集発掘調査報告書作成事業の繰越明許でございます。特別史跡大宰府跡の客館跡を発掘調査いたしました。その発掘調査の報告書を今年度刊行するに当たり整理の対象となる遺物の量が多く、また特殊な遺物を多く含むため分析に時間を要し、予定した期間での報告書の刊行が困難となったため、やむなく繰越明許の補正を計上させていただいております。金額といたしまして、印刷製本費144万5,000円でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは次に、11款5項、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業について説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（白石 忠） 表の一番下をご覧ください。

11款の災害復旧費で災害関連地域防災がけ崩れ対策事業1,225万円についてご説明いたします。

地域防災がけ崩れ対策事業4か所のうち連歌屋地区の工事につきましては、地権者協議や資材搬入路の確保に時間を要し、補助要綱等の定める令和2年度内の工期完了が厳しいとの見込みから、補助対象事業から除外し、令和2年度の6月補正で予算を再計上させていただいております。その後、年内の完了を求めて事業を進めておりましたが、資材搬入路に係る地権者協議に時間を要したことから、連歌屋地区の測量等の委託料、災害復旧工事費について繰越明許費として計上させていただくものです。

以上、説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 一点だけ。

繰越明許の話だからあんまり詳しく聞くあれはないけれども、今連歌屋の道路の件だろうと思うんですが、史跡地との買上げ等の重なりで難航しとるのかどうか、そこを1点を聞かせて。

防災安全課長。

○防災安全課長（白石 忠） 連歌屋地区につきましては、太宰府小学校の裏門のほうから本来なら資材を入れていくところになるんですが、大型のミキサー車であったりクレーン車の搬入が厳しい状況にあります。その結果、ダンプを入れる車両を小型化する、それと同じく吹きつけモルタルということで必要な資材、こちらを四王寺林道側のほうのアメニティ太宰府ですか、あれを越えたところから谷を約100m、一応配送管というんですか、こちらを仮設で立てて資材を運ぶ必要が出てきました。そちらののり面の民地の方の承諾を取るのに時間がかかっているということで、一定もう承諾は取れて今工事に入っているところではございます。史跡地の買上げということでのところではございません。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 分かりました。

以上で繰越明許費の説明を終わります。

第3表地方債補正は、歳入の途中で説明がありました。

それでは、当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で本案に対する説明、質疑は終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第22号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について」の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午後0時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第33号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第10号）について

○委員長（門田直樹委員） 日程第8、議案第33号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第10号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の説明において関連として同時に説明したほうが分かりやすい補正項目については併せて説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書の8、9ページをお開きください。

10款1項2目、新型コロナウイルス感染症対策関係事業費について説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長(鳥飼 太) それでは、補正予算書の8ページ、9ページをお願いいたします。

10款1項2目、細目990新型コロナウイルス感染症対策関係事業費1,560万円についてご説明させていただきます。

関連がございますので、歳入予算6ページ、7ページと3ページの繰越明許費の補正も併せてご説明をさせていただきます。

まず、8ページ、9ページでございます。

歳出でございますが、11節需用費、消耗品費を1,560万円増額補正要求させていただくものでございます。需用費でございますが、小・中学校における新型コロナウイルス感染症対策を強化するために必要な保健衛生用品の購入や3密対策のための経費として1,560万円を計上させていただいております。児童・生徒数の学校規模に応じて補助上限が定められているため、その上限に合わせまして予算を計上させていただいております。予算上は需用費で全額計上させていただいておりますが、今後各学校と協議をしながら学校で必要とされる物品の購入等にも対応してまいりたいと考えております。

続きまして、歳入についてご説明をさせていただきます。

補正予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

15款2項5目教育費国庫補助金の学校保健特別対策事業補助金は、補助率が2分の1となっておりますので、事業費の2分の1、780万円を計上させていただいております。

また、15款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、同事業の2分の1の780万円に充当をさせていただくものでございます。

続きまして、補正予算書の3ページをお願いいたします。

先ほどご説明させていただきました感染症対策等学校教育活動継続事業1,560万円につきましては、全額を令和3年度に繰越しをさせていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に、10款2項1目、小学校施設整備費について説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長(木村幸代志) それでは、10款2項1目、151小学校施設整備費5,754万2,000円

について説明させていただきます。

この補正予算は、国の令和3年度補助事業に要望しておりました水城西小学校教室4号棟の外部大規模改造事業について、令和2年度の前倒し事業としての補助採択を受け、より有利な補助金、地方債を活用して実施可能になったことから、今回3月議会にて補正予算を計上させていただくものです。予算内訳は、15節の校舎等改造工事費5,462万1,000円、併せて付随します13節校舎等改造工事設計監理等委託料292万1,000円を計上させていただいております。

また、これに関する歳入としまして、予算書の6、7ページをご覧ください。

15款2項5目教育費国庫補助金の右側2節小学校費補助金、学校施設環境改善交付金855万円、続きまして下のほうの段の22款1項6目1節小学校債の小学校施設整備事業として4,790万円を歳入として計上しております。

さらに、予算書の3ページをご覧ください。

上の段の第2表繰越明許費補正として、水城西小学校大規模改造事業5,754万2,000円、予算額全額を繰り越すこととしております。

また、その下の第4表地方債補正ですが、今回の補正により小学校施設整備事業債4,790万円を追加させていただいております。

なお、本事業費は令和3年度から令和2年度へ繰り上げたことから、後ほど説明しますが、令和3年度当初予算から補正（第1号）にて関連予算を減額させていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 水城西小学校の大規模改修ということで、よかったんですけども、工事はこれが通ったら夏休み期間中になるんですかね。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（木村幸代志） おおむね夏休み、長期期間中を予定しております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 工事内容の確認ですけども、外部工事とは外壁工事になりますかね。内容をお願いします。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（木村幸代志） 主なものとしてはそうです。外壁ですね。屋上のそれと防水工事、そういったものになります。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の審査に入ります。

補正予算書6、7ページをお開きください。

19款1項1目財政調整資金繰入金について説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（佐藤政吾） 補正予算書6、7ページ、19款1項1目財政調整資金繰入金109万2,000円についてご説明いたします。

これにつきましては、今回の3月補正（第10号）の財源調整として計上させていただいております。なお、令和2年度末の財政調整資金残高といたしましては、先ほどの補正予算（第9号）の分も合わせますと、予算ベースで30億7,784万3,235円となります。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で歳入の説明を終わります。

繰越明許費、地方債については、歳出の中で説明がありました。

それでは、当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で本案に対する説明、質疑は終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第33号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第10号）について」の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午後0時31分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第34号 令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

○委員長（門田直樹委員） 日程第9、議案第34号「令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の説明において関連として同時に説明したほうが分かりやすい補正項目については併せて説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書の12、13ページをお開きください。

2款1項2目、文書管理費について説明を求めます。

文書情報課長。

○文書情報課長(山口辰男) 002文書管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る郵便物の量が増大しており、関係各課においても郵便に係る事務の負担が増しております。また、職員が直接郵便局に持ち込む機会も増え、感染症対策において望ましくない状況となっております。職員の郵便に係る事務負担の軽減と郵便物を発送する際の外部との接触機会を減らすため、郵便料金計器を導入するものでございます。この計器に通すだけで郵便物の重さや形状を認識し正確な郵便料金を算定するとともに、認証スタンプが押印されることで直接ポストに投函できるようになることから、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策と事務負担の軽減が図れると考えております。その導入費用、17節備品購入費として297万円、運用経費、10節運用需用費としてインクやロールテープの消耗品費39万4,000円を計上し、002文書管理費として336万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。財源は全て補正予算書の8、9ページの15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、3節総務管理費の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

説明は以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に、同項4目、広聴広報費について説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長(佐藤政吾) 補正予算書12、13ページ、2款1項4目、細目002情報配信システムサーバー賃借料165万円についてご説明いたします。

これは、市からの情報やお知らせをテレビのデータ放送におきましてリアルタイムにお届けするサービスを考えておまして、具体的に申し上げますと、テレビのdボタンの画面に太宰府市における大雨や台風等の災害情報、コロナ関連の情報などを配信できるサービスで、スマホやパソコンを使っていない高齢者などにもテレビの画面からdボタンと決定ボタンを押すだけの簡単な操作で情報が閲覧できるサービスでございます。

この歳出予算の財源といたしましては、補正予算書の8ページ、9ページをご覧ください。  
15款2項1目3節の総務管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
2億8,808万3,000円の一部、165万円を財源と予定しております。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） ちょっと1点。

これはレンタルサーバー、サーバー自体はどこに置くんですかね、本庁。

経営企画課長。

○経営企画課長（佐藤政吾） サーバー自体は、本庁に置くものではございません。業者のほうの  
サーバーを借りて、そちらのほうを使わせていただくということになります。

○委員長（門田直樹委員） 分かりました。

それでは次に、同項10目、職員管理費について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（川谷 豊） 補正予算書12、13ページ、004職員管理費1,915万8,000円についてご説  
明申し上げます。

こちらは、新型コロナウイルス対策に係る支援の一環でございまして、緊急雇用対策事業と  
して会計年度任用職員の雇用を創出し、生活支援を図るものです。予算の内容としましては、  
フルタイム会計年度任用職員4名分の人件費及び後ほど説明をいたします学校関係の雇用に係  
る費用のうち、共済費等を合わせて計上しているものでございます。内訳といたしましては、  
給料824万2,000円、職員手当等529万3,000円、共済費553万9,000円、旅費8万4,000円を計上  
いたしております。なお、学校関係以外の配属先といたしましては、福祉関係、保育所等への  
雇用を想定いたしておるところでございます。

関連いたしまして、歳入の説明をいたします。

補正予算書8、9ページをご覧ください。

本歳出につきましても、15款2項1目3節総務管理費補助金の新型コロナウイルス感染症対  
応地方創生臨時交付金を全額充当するものであります。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、2款2項1目、ICT推進費について説明を求めます。

文書情報課長。

○文書情報課長（山口辰男） 001 ICT推進費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策

に係る印刷物の量が増大しており、現在導入しているカラー印刷機において、メーカーが想定している耐久可能枚数を5年の保守期間の中頃には超えてしまうことが予想されます。また、使用頻度の高さから故障も多発していることから、カラー印刷機を1台追加して並行稼働させることにより安定稼働を図り、印刷機の使用寿命を延ばしたいと考えております。その導入費用、17節備品購入費として414万7,000円、運用経費、10節需用費としてインク等の消耗品費136万7,000円、12節委託料の複合機等保守委託料にて保守費用20万3,000円を計上しております。

次に、12節の基幹業務系システム委託料330万円でございますが、市税等の納付についてスマートフォンの決済アプリを利用した、いわゆるキャッシュレス納付を納付方法に加えるもので、そのキャッシュレス納付に対応させるための電算改修費用でございます。口座振替以外の納付方法は対面によるやり取りとなることから、対面を要しないキャッシュレス納付を導入することで新型コロナウイルス感染症対策にもなり、また納付方法の選択肢が増えることで利便性の向上と増収に寄与するものと考えております。

最後に、17節備品購入費444万7,000円のうち30万円につきましては、コロナ禍の中でウェブ会議や説明会、セミナーが増加しており、現在所有するモニター機器では画面が小さく、複数人の参加が困難であることから、大型のモニター及びそのスタンドを購入するものでございます。

以上、001 I C T推進費として931万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。財源は全て補正予算書8、9ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） O A関係備品のコピー機なんですが、これは買取りなんですか、レンタルではない。

○委員長（門田直樹委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（山口辰男） こちらのカラー印刷機については、買取りを予定しております。

○委員長（門田直樹委員） 1点関連して。

最近家にチラシが、パソコン安くお譲りしますとかといって、官公庁から払い下げられたものを売っているという売りなんだけれども、安いか高いかは難しいところなんだけれども、本市なんかでも買取り部分で、もう要らんのはそういう業者に入札かなんかして、どういうふうな処分の流れになっていますかね。

文書情報課長。

○文書情報課長（山口辰男） まず、リース物件、レンタル物件等につきましては、その期間が過

ぎますと基本的にまた延長をかけようとするるとリース料、レンタル料が今度高額になるということに入れ替えて、あと処分は引き取った業者さんに任せているところでございます。買い取った備品等につきましては、今現状とにかく保守期間がつけられるところまで壊れるまで使うという形で、例えば5年の耐用年数を想定してもまだ動くということで6年目、7年目と保守費用だけを計上させていただいて、最後壊れてしまうまで使って、後は廃棄処分という形で今運用をしております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） ソフトでいうとオフィスファミリーなんかのバージョンが九十何年とか、すごい古いですね。

進みます。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 備品購入費のOA関係備品で444万7,000円のうちの30万円をリモート会議等が増えたのでモニターを購入するというようなお話でしたけれども、関連して、出前講座で申し込んだときに、会場でみんなが集まってなかなかやることができないのでモニター、そういうリモートでやってくれることができないのかというようなお話があっただけですけれども、そういうのは対応が可能なんでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（山口辰男） 今現状こちらに計上させていただいている部分につきましては、一応庁内での利用を想定をしております、最大エレベーターに載るサイズの50型までのモニターを考えております。これを貸し出すとかになってきますといろいろな今後の調整とか貸出方法とかそういったことも考えていく必要があるかと思っておりますので、その部分につきましてはまずご提案という形で捉えさせていただきまして、今後どのような対応ができるかということを考えていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは次に、18、19ページ、9款1項4目、災害対策関係費について説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（白石 忠） 補正予算書18、19ページ、9款消防費、001災害対策関係費166万3,000円についてご説明いたします。

まず、10節需用費、消耗品費50万円につきましては、関連がございますので、予算書8、9ページの歳入、15款2項1目総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、21款諸収入、4項雑入、1目の消防費雑入と併せてご説明いたします。

今回の50万円の補正予算につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時

交付金を活用しまして、市内事業所と連携をし、コロナ感染拡大がなかなか収束しない状況の中、感染予防対策の啓発と併せて市民や各団体が早期に事業活動を再開できるよう、親子で参加できますコロナ感染防止対策グッズ等制作の支援ワークショップを開催するための材料費を予算計上するものです。

また、17節備品購入費、災害対策関係備品116万3,000円についても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全額充当しまして、災害時の停電対策や各避難所でのコロナ感染防止対策の充実を図ることを目的に、当初予算でも一部計上しておりましたが、投光器、発電機、こちらを購入することと、迅速に組立てできます防災ルーム、こちらを増設するような形で予算を計上するものです。

以上、説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 需用費の消耗品費の50万円ですけれども、市内事業所の協力によるというふうに説明がありましたけれども、これは事業所は複数の事業所でされるのかということと、あとコロナ対策グッズというのは、事業者さんの提案のものを作成されるのか、市としてこういうものを作りましょうと言っていて声かけをして、親子に集まっていたいて作成するのか。そのところを少し説明をお願いします。

○委員長（門田直樹委員） 防災安全課長。

○防災安全課長（白石 忠） まず、事業所の絡みですが、災害協定を締結しておりますグッデイさん、それと同じく協定を結んでいる筑紫台高等学校さん、こういったところに作業場がございますので、そういった作業場を活用できないかというところでお話をしていきたいと思っております。

先ほど言いましたコロナ感染グッズということになりますが、まずは活動したくても自分たちで材料費をそろえて作る、そのノウハウがなかなか分からないと。市販のものだどうしても高いというイメージがありますので、そういった作業場に安価な材料をそろえて、親子で簡単にできる例えばパーティションであったり、そういったところを組み立てて、感染防止に役立てていただくというところで考えております。グッズにつきましては、もちろん事業者さんからいろいろなご提案をいただいて、様々なグッズができるような形で今後煮詰めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは次に、10款1項2目、学校教育運営費及び不登校対策費について説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） それでは、補正予算書18、19ページをお願いいたします。

10款1項2目、細目003学校教育運営費1,564万3,000円、それと細目004不登校対策費についてご説明させていただきます。

関連がございますので、歳入予算書の8ページ、9ページも併せてご説明をさせていただきます。

それでは、歳出からご説明させていただきます。

細目003学校教育運営費ですが、12節委託料を1,564万3,000円増額補正要求させていただくものでございます。内容といたしましては、令和3年度におきましても引き続き学校における感染症対策を継続する必要があるがございますので、令和2年度に配置しておりますスクール・サポート・スタッフを各学校に1名引き続き配置するものでございます。

あわせまして、歳入につきましてご説明させていただきます。

予算書の8ページ、9ページをお願いいたします。

15款2項1目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と16款2項7目スクール・サポート・スタッフ配置事業助成金、この2つで財源を充当させていただくものでございます。

歳出の18、19ページにお戻りください。

細目004不登校対策費でございますが、新たにスクールソーシャルワーカーを1名、それから不登校対応専任教員2名を雇用させていただく予定でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大が一つの要因となりまして不登校児童・生徒が増加傾向にありますので、その対応に当たるための人材を雇用する人件費予算でございます。役務費といたしまして、そのSSW、それから不登校対応専任教員の電話料を計上させていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、10款2項1目、小学校施設整備費について説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（木村幸代志） それでは、その下、18、19ページの003小学校施設整備費5,766万8,000円の減額について説明させていただきます。

この予算は、先ほど令和2年度一般会計補正予算（第10号）にて説明させていただきましたとおり、水城西小学校4号棟の外部大規模改造事業を令和2年度予算に前倒したことにより、令和3年度当初予算に計上しておりました本事業関連予算を取り下げ、減額させていただくものです。

予算内訳としましては、14節校舎等改造工事費5,474万7,000円、それに付随します12節校舎

等改造工事設計監理等委託料292万1,000円、合計5,766万8,000円の減額となります。

また、これに関します歳入としまして、予算書8、9ページをご覧ください。

15款2項7目2節学校施設環境改善交付金849万6,000円、続きまして予算書10、11ページの22款1項5目、小学校施設整備事業3,710万円を減額させていただくものです。

さらに、4ページをご覧ください。

第2表地方債補正をご覧ください。

これも小学校施設整備事業債限度額を8,570万円から4,860万円にと、3,710万円を減額させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、10款4項4目、図書館管理運営費について説明を求めます。

文化学習課長。

○文化学習課長（花田敏浩） 補正予算書18ページ、19ページをお願いいたします。

一番下の段になります。10款4項4目図書館費の001図書館管理運営費の17節備品購入費の補正額425万3,000円と、関連いたします補正予算書8ページ、9ページの15款2項1目3節総務管理費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち425万3,000円につきましてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のメニューの一つであります図書館パワーアップ事業によりまして、図書館の基本図書や郷土資料の更新及び新刊書購入費用として400万円、図書館内に設置いたします本の除菌ボックス1台分の購入費用として25万3,000円を予定しております。いずれもコロナ禍におけます読書環境の充実を図り、在宅で過ごす時間を少しでも有意義に過ごしてもらい、外出抑制につなげることを目的としております。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 備品購入費、図書購入費400万円ですけれども、令和3年度の当初予算で図書購入費が1割程度減額になっていたと思うんですけれども、その額よりも400万円は多いと思うんですよね。これは、財源が違うということで今回図書購入費を増額させたということよろしいのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（花田敏浩） そのとおりでございます。

○委員長（門田直樹委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 400万円は大体何冊分というふうなところの計算になっていますか。

○委員長（門田直樹委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（花田敏浩） 図書の値段も様々ございます。平均いたしまして2,000円と仮定いたしますと、2,000冊分ということになります。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは次に、20、21ページ、14款1項1目予備費について説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（佐藤政吾） 補正予算書20、21ページ、14款1項1目予備費についてご説明いたします。

こちらは、今回の補正予算（第1号）における余剰財源1,677万6,000円を予備費として増額補正をお願いするものでございます。今回積み増しさせていただきます予備費は、新型コロナウイルス感染症対策等で緊急な支出が必要な場合に充用させていただきたいと考えています。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で歳出の説明は終わります。

それでは次に、歳入の審査に入ります。

補正予算書8、9ページをお開きください。

15款2項1目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（佐藤政吾） 補正予算書8、9ページ、15款2項1目総務費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億8,808万3,000円の増額補正を計上しています。こちらは、国から提示がありました第3次配分の太宰府市の交付限度額2億8,808万3,000円を全額計上し、今回の補正予算（第1号）の財源とするものでございます。これによりまして、太宰府市における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の総額は、第1次配分、第2次配分も合わせまして、11億4,771万1,000円となります。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で歳入の説明を終わります。

第2表地方債補正は、歳出の中で説明がありました。

それでは、当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で本案に対する説明、質疑は終わります。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（轟 貴之） 申し訳ございません。1点訂正をさせていただきたいと思います。

市民プールの条例改正の案件の中で質問いただきましたトレーニングマシンの台数で、先ほど8台ということでお答えさせていただいたんですが、申し訳ございません、正しくは、もともと14台ございまして、うち、今コロナ対策のため3台を除いております。ということで、現在11台設置中。そして、トレーニングジムにつきましては、室内への人数制限を今現在4名で行っております。申し訳ございません。

○委員長（門田直樹委員） 以上で本案に対する説明、質疑は終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第34号「令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午後0時58分〉

○委員長（門田直樹委員） 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） これをもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉会 午後0時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和3年5月21日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹